

エコ社会への取組み



さあ、皆さん「お得」なエコ換えです。今年の税制改正・補正予算も決まりました。今年のテーマのひとつは「エコと低炭素社会の実現」です。

第1の「お得」は、平成21年5月15日以降にグリーン家電製品を購入すると、エコポイントがもらえて、省エネ製品や商品券・プリペイドカードや地域振興券・地域産品等と引換えてくれます。対象家電製品はエコポイント対象製品ラベルや統一省エネラベルで4つ星相当以上の付いた製品で、エアコン・冷蔵庫・地上デジタル放送対応テレビです。エアコンや冷蔵庫が古くなってきていけば、今年のエコ換えは「お得」ですし、平成23年7月24日にはアナログ放送は終了しますので、この際、地上デジタル放送対応テレビにエコ換えて既に放送中のデジタル放送を楽しむのも「お得」でしょう。

第2の「お得」は、所得税の住宅リフォームにかかる税額控除制度の創設です。自己資金により一定の省エネ改修又はバリアフリー改修工事を行った場合に、その標準的な工事費用の額と実際の工事費用の額のいずれか少ない金額の10%相当額をその年分の所得税額から控除してくれます。借入金がなくても使えるところが新しいです。

第3の「お得」は、法人税の改正でエネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入と資源生産性向上促進税制の創設です。後者は大規模すぎて大企業以外に使えませんが、前者は企業によっては大きな「お得」となります。平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等については、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の全額を償却できることとなりました。対象設備等は太陽光発電・天然ガス自動車・高断熱窓設備などです。

日本製の太陽光パネルは世界一の発電量だそうですし、一定条件の下で補助金もあるそうです。電力消費の多い企業では有効な設備ではないでしょうか。

第4の「お得」は、自動車です。税制面では一定の排ガス性能・燃費性能を備えた自動車について、平成21年度から平成23年度までの間に受ける最初の新規・継続車検等の際に、自動車重量税及び自動車取得税の減免措置があります。補助金制度では、車齢13年超の自動車を廃車し一定の環境性能を有する新車を購入する場合の補助金と、環境性能に優れた新車を購入する場合の補助金とがあり、平成21年4月10日から手続された車が対象となります（他の補助金制度との併用はできません）。この税額減免と補助金制度を併せて使うと大きな「お得」になることは間違いありません。特に、ハイブリッドカーだと対象間違いありませんが、車によってもグレードにより対象車となる場合があるようで、お買いになりたい車が対象車となっているかは自動車販売店の店頭や自動車メーカー各社のホームページで確認していただく必要があります。



麻生総理は2台に1台をハイブリッドカーにしたいと言っていました。実際車を買う者としては価格やデザインの問題もあり、そう簡単にはいきません。

身最上で申訳ありませんが、私はマツダ車に乗っていて、凄く気に入っているのですが、マツダにはハイブリッドカーがありません。しかし、エコカー減税を受けられる車も多数あります。ハイブリッドカー以外にアイドリングストップ機能やCVTを搭載するなどの方法で低燃費を実現し、欲しい車や買える車を制度対象車とすることの意義は大きいと思います。なぜなら、実際に走っている車の大半は、大衆車といわれる車ですから、その車を低燃費化・低炭素化すると圧倒的に効果あると思います。

さて、どの「お得」が気になりましたか。北極の白熊たちのためにも（もちろん人類のためにも）、ぜひ、この際に「お得」なエコ換えしてみたいはかがでしょうか。



(松本 直喜)

専門家紹介

司法書士事務所 島田雄三事務所

今回は、司法書士の島田雄三先生にお話を伺いました。島田先生は、兵庫県司法書士会の神戸支部長、近畿司法書士会連合会理事・研修部長等の要職を歴任され、平成15年5月からは兵庫県司法書士会の会長を務めておられます。

司法書士というと、法人の設立登記・役員変更登記や、不動産売買の登記等を思い浮かべますが、実は、身近な法律家としていろいろな問題解決のお手伝いをしてくれるようで、都市部に集中している弁護士と違い、司法書士は全国津々浦々で事務所を開いており、地域に密着した法律の専門家といえます。

島田先生の事務所では、島田先生のほかに4人の司法書士の先生がお客様からの相談に丁寧に対応くださいます。



島田雄三 所長

<司法書士の仕事>

司法書士の主な仕事は「登記」「裁判所等への提出書類の作成」「簡易裁判所における訴訟の代理」です。

「登記」は不動産の所有権移転登記・役員変更登記等で馴染み深いものと思います。不動産の登記に関しては、登記の変更がされていないと所有権を主張できませんので、移転があった際には速やかに登記を行うことをお勧めします。役員変更登記に関しては、会社法の改正で役員任期を変更した会社も多いと思いますが、登記を失念した場合には、罰金がかかることもありますので、ご注意ください。

「裁判所等への書類作成」では、裁判を起す際にまず作成する訴状や、訴状を受取った際の答弁書作成のほか、相続・遺言に関する申立、失踪宣告、不在者の財産管理人の申立なども行っています。

「簡易裁判所における訴訟の代理」とは、平成15年4月より認定司法書士が簡易裁判所での一定の民事裁判の代理人として弁護士と同様に裁判所に出廷し、依頼人に代わって直接訴訟活動を行うこともできるようになりました。これにより、依頼者をより強力にバックアップできるようになったそうです。



とても明るく、活気のある事務所です。

この他にも、供託手続きの代理・成年後見人事務・多重債務者の救済などその仕事は多岐にわたります。何か問題が発生したら、一度相談してみる事が大事なようです。裁判まで事を荒立てたくない問題(ご近所さんとの境界線の問題・兄弟間での相続問題等)についても、ADRという方法で解決をサポートしていただけます。

<ADRとは>

ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略で、日本語に訳すと裁判外紛争解決手続。訴訟大国アメリカで誕生した新しい紛争解決方法です。当事者同士がじっくり話合ってお互いに納得できる形で問題解決をしようというのが特徴です。話し合いには調停人である第三者が同席し、話を整理しながら、当事者同士の歩み寄りにより問題を解決へと導きます。

調停人は「法律的にはどちらが正しい」というような判断をするのではなく、双方の言い分をしっかりと引出し、納得のいく解決へとたどりつくのフォローするのが役割です。そのため、ADRの精神を理解し、研修を積んだ専門家が調停人を担当してくれます。

話し合いは、司法書士会館等で行われることが多く、時間帯も当事者の都合に合わせて土曜や日曜、夜間などでも可能だそうです。一度の話し合いでは解決しなくても、解決まで辛抱強く何回でも立ち会っていただけるそうです。

ADRは、今のところ相談料等の費用はかからずに利用できるそうです。

これから増えるであろう、小さな、しかし、黙ってはられないトラブル解決の手段の一つとなると考えられます。訴訟回避の手段として、訴訟では解決できない問題(白黒をつけにくい問題など)を解消する方法として利用を検討してみたいかがでしょうか。



島田先生が描かれた絵です。

問い合わせ先 司法書士島田雄三事務所

住所：〒652-0802 兵庫県神戸市兵庫区水木通6-2-11

電話：078-576-6350 FAX：078-576-6351 URL：<http://y-shimada.com/>

<取材後の感想> 島田先生は、絵からも見てわかるように、とても穏やかで温かい印象を受けました。私も身近でトラブルが起こった際は、ADRを検討してみようと思います。ご協力ありがとうございました。(松本梨絵)

税務トピックス

～平成21年度税制改正～

平成21年度の税制改正は、昨今の経済状況を踏まえ、減税色の強いものとなりました。そのうち主なものの概略です。

住宅ローン 控除関係

- 1.平成25年居住開始まで適用期限が延長
- 2.最大控除可能額の引き上げ
・今年居住開始の場合、最大(10年間合計)で一般住宅が500万円、長期優良住宅が600万円
- 3.自己資金であっても、長期優良住宅を新築等した場合や省エネ改修工事またはバリアフリー工事をした場合の税額控除制度の創設

土地税制

- 平成21年・22年に土地を取得した場合
- ①5年超所有した後に売却 ⇒ 譲渡益から1,000万円を控除(個人・法人共通)
 - ②取得から10年以内に他の土地を売却 ⇒ 売却益に対する税金の一部繰り延べ(圧縮記帳、個人事業者・法人)

中小企業関係

- 1.中小企業等に対する法人税(平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度)
・年800万円までの所得金額への軽減税率を18%に [従前は22%]
- 2.中小企業等の欠損金の繰戻し還付制度の復活。(平成21年2月1日以降終了事業年度において法人税のみ適用)
・前年度は黒字で納税。しかし、今年度は赤字 ⇒ 前年に納めた税金を返してもらえる制度

金融・証券 税制

- 1.上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率(7%)の延長
- 2.上場株式等の譲渡損失と配当所得とを損益通算することが可能に。※今年、確定申告をする必要あり
[来年以降]配当を源泉徴収ありの特定口座へ入れることで確定申告をせずに損益通算が可能

相続・贈与税関係

- 中小企業の事業継承を円滑化にするため、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設
- 1.経済産業大臣の認定を受ける等、一定の要件を満たす必要あり
 - 2.猶予される税額
 - ①相続税 ⇒ 発行済株式総数の2/3までの株式に係る相続税の80%
 - ②贈与税 ⇒ 発行済株式総数の2/3までの株式贈与に対する税金の全額
 - 3.適用時期
 - ①相続税 ⇒ 平成20年10月1日以降の相続等
 - ②贈与税 ⇒ 平成21年4月1日以降の贈与
 - 4.あくまで猶予の為、株式の譲渡等、一定の事項に該当すると、利息を付けて相続税を納める必要あり
 - 5.事業を継続しているか、税務署へ定期的な届出が必要

追加税制改正

- 追加の税制改正として、租税特別措置法の一部改正法が6月19日成立、26日施行
- 1.平成21年1月1日から平成22年12月31日まで、住宅取得のための贈与税の非課税枠の創設(500万円)
 - 2.平成21年4月1日以後終了事業年度において、中小企業の交際費の定額控除限度額を400万円から600万円へ引き上げ
 - 3.平成21年4月1日以後開始する事業年度において、研究開発費税制の拡充

★★★ 私のオススメ ★★★

古(いにしえ)を味わう

と、気取ってタイトルをつけてしまいましたが、私は、樹齢何百年と言われている木や、かなり古い時代に造られた建造物、そして古代遺跡などにとっても魅力を感じます。



建物の中を歩いてみたり、また直接手で触れてみたりすると、決して出逢うことのできない古(いにしえ)の人々と、その空間や感覚を共有できた気分になれるからです。それぞれの時代ごとに存在した人々が積み上げてきたものがあるからこそ、今の世の中があり、今日に至るまでのその長い歴史を、ずっと同じ場所にとどまって見守ってきたのだと思うと何とも言えない神聖な気持ちになります。学生時代にもっと真面目に歴史を勉強していればよかったと、後悔している今日この頃です。



今年の春から、神戸から奈良が行きやすくなりました。近日中に、是非、奈良へ足を運んでみたいと思います。皆様も、“古(いにしえ)の味わい”いかがでしょうか。

(岡嶋 陽子)